令和元年度第2回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

- 1 開催日時 令和2年1月14日 (火) 午後1時00分から午後2時00分まで
- 2 開催場所 川崎中央卸売市場北部市場管理事務所棟2階 大会議室
- 3 出席者(敬省略)

(委員)

中川雄二 (東京海洋大学大学院教授)、重富貴子 (公益財団法人流通経済研究所主任研究員)、 保坂朋宏 (川崎北部市場水産仲卸協同組合理事)、梶稔 (セレサ川崎農業協同組合副組合長)、 岡部シホリ (川崎市地域女性連絡協議会理事)、井上俊夫 (川崎市全町内会連合会理事)、 中山紳一 (川崎商工会議所副会頭)、石井誠 (神奈川県環境農政局農政部農政課長) (幹事)

增田宏之(経済労働局中央卸売市場北部市場長)

(書記)

青井満(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長)、齋藤正巳(経済労働局中央卸売市場 北部市場管理課担当課長)、池田昌弘(経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長)

4 議事

- (1) 川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について(報告) 資料1
- (2) 川崎市中央卸売市場業務条例の改正案について 資料2 資料3

5 その他

傍聴人 1名

公開有無 有

6 審議結果 (要約)

司会:経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長 青井

【開会】

会議成立(委員 11 名中 8 名出席)、会議公開(傍聴及び議事録による)、議事録作成方式 (要約方式による)を確認。

【議事】

中川会長 議事1 「川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一

部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について(報告)」と、議事2「川崎市中央卸売市場業務条例の改正案について」について、併せて、事務局から説明を。

池田書記 (資料1、資料2、資料3を説明)

中川会長
ただいまの説明に対して、御意見、御質問を承る。

梶委員 この規制緩和の出発点は農業者の所得の拡大にあったと理解しているが、 今の説明からはなかなか見えてこない。地場産農産物の出荷先については、思 うような値がつかないといったことから、市場を敬遠し、直売所に出荷するよ うなことも多かったと思う。そのような課題の解決等、この規制緩和による生 産者のメリットは何か。

池田書記 例えば、産地の生産者にとっては、商物一致の原則が撤廃されることにより、 市場を経由せず、直接、生産者から小売や飲食店等へ出荷することが可能とな り、物流の効率化が図れる。また、公正な取引を確保する観点から、取引価格 を広く公表するようにしていることから、地場の生産者にとっても、今後は市 場出荷を選択肢に入れていただける判断材料を提供できるようになる。

梶委員 「選ばれる市場」になるための、条例改正であることは理解した。産地の生産者には大きなメリットもあるが、地場の生産者とってはそれだけでは難しいように感じた。

池田書記 地場産の市場出荷については、課題も多いが、ぜひ出荷いただければと思う。

中川会長 「選ばれる市場」という言葉が使われているが、「選ばれる市場」になるための要件をどのように考えているか。

池田書記 取引しやすい環境の整備(取引ルールの設定)と考えている。例えば、先ほどの商物分離を可能とした点も、その1つである。

中川会長 「選ばれる市場」になるためには、市場として品揃えを戦略的に考えるべき である。今後、市場間競争は激しくなる。北部市場が生き残っていくためには、 避けて通れない課題であり、その中でも、地場産品の取り扱いについては、真 剣に考えていかなければならない。これまでの川崎市の経緯を見ていると、生

産者から率先して市場に出荷するということがなくなってきている。

この改正を機に、農協さんのご協力を頂きながら、市場改革を進めていくべきである。定期的に取引連絡会議を行うのであれば、その中で地場産品についても検討すべきである。販売条件だけではなく、品揃えするための集荷条件をどのように構築するのか、検討してほしい。

池田書記 地場産の取り扱いについては南部市場でも課題となっており、以前、市内若 手農業者の方々と話し合いの場を設けてみたが、上手くいかなかった。地場産 を扱いたいという思いは強いので、今後も取組を進めたい。

中川会長 昨年11月の千葉県・柏市場での審議会でも、同様の話が上がった。その中で、趣味で野菜作りをしている市民(生産者)は販路に困っており、市場がその受け皿になれないか、という話があった。集荷や受け入れ、とりまとめ等に課題もあるが、これもある意味地場産品であるので、開拓してみると面白い。

保坂委員 水産も青果同様、品揃えは大事な問題であり、卸売業者が集荷するものだけでは、様々な顧客の期待に応えられないことから、各仲卸業者は直接産地から荷を引くことも多くなっている。規制緩和により今後、卸、仲卸の垣根が取り払われることになるが、流通コストの問題も考えながら、各仲卸業者が得意な分野で力を発揮し、集荷・品揃えをしていく必要がある。

私の会社は飲食店の顧客が多いが、一部顧客から北部市場は地場野菜の品揃えがない、ロットが大きく買いづらいなどと聞くことがある。一方で、水産の品揃え、ロット等についても、至らないところがあると思うので、北部市場全体で意見交換しながら対応していく必要があると感じている。

中川会長 買出し人が求めるロットや荷姿等は変わってきている。また、買出し人にとって部門の垣根は買いづらい障害になってきている。

池田書記 今回の規制緩和では、部類という考え方は残すが、申請をいただき過度な影響がないと判断できれば、他の部類の商品を扱うことができるとしている。

中川会長 問題はどのような形の仕組みができるかということ。公平・公正という中で、 どこまで許されるようになるのか。今後、仕組み等を検討してほしい。

池田書記 例外規定で設けており、確かに、何でも取り扱いが可能になるわけではない。 今後、仕組み等を検討していきたい。 井上委員 パブリックコメント実施結果の「2」、「4」について、市民からの「将来ビジョンを持ち合わせているとは思えない」、「地域密着を進めるには、予算確保が必要である」といった意見に対して、市は「市場経営プラン等の中長期的な計画を踏まえて、適切な額を確保している。」と回答しているが、今回の資料からは、市のそのような説明が具体的に見えてこない。人・もの・設備・方法・金・材料などを明確にすべきである。6月の業務条例の施行以降、変化も予想されるので、定期的に実施する取引連絡会議等の中で、しっかりとウォッチし、具体的に報告いただけると分かりやすい。

池田書記 市場経営プランについては、昨年6月に市場法の趣旨を踏まえ改訂を行っ たが、周知が十分でないことは反省し、今後さらなる周知に努めたい。

中川会長 パブリックコメント実施結果の「2」の南部市場に対する意見と、「4」に ある経営プランでの考え方というのは、整合性が取れているのか。結果区分を 「C (今後の取組を進める上で参考とするもの)」としているということは、整 合性が取れているという判断なのか。

増田幹事 そのような認識を持つ市民の方がいるということを踏まえつつ、本市としては、計画期間を10年とする市場経営プランに基づき取組を進めていきたい。

中川会長 井上委員の懸念は、南部市場の施設整備について、今後、スクラップアンド ビルドで取組を進めていくわけであるが、市場経営プランと整合性が取れた 形で進めていけるのか、という点にあると理解したが、どうか。

増田幹事 南部市場については、既に市場施設の再整備を実施していることから、当面 は適宜老朽化対策等の必要な措置を講じていくものと考えている。将来的に は機能強化や機能更新等、必要な整備を検討していくこととしている。整合性 をもって取組を進めている。また、様々な議論の際には、そのようなことを明確に示せるように努めていく。

中山委員 今後、市場間競争がより激化することが予想されるので、川崎の強みである アクセスのよさ等、地の利を活かして、他の市場に勝てるよう取組を進めてほ しい。最終的に川崎の経済が活性化することが大事である。

岡部委員 今、農業をやりたいと考える市民が増えているが、出荷先が1つ課題である

と思っている。市場が、なんらかの形でその受け皿になれないかと考えている。 また、今年度は台風による農業被害も多かったが、その支援についても市場に は、積極的に関わってほしいと考えている。

市民としての立場からは、やはり市場は入り難いところである。市民が入り やすい環境づくりをしてほしい。

池田書記 卸売市場であるため、原則は事業者のための施設であるが、事業者の業務に 支障がない範囲では、ぜひ一般市民の方も市場にきてほしいと考えている。関 連部門では一般開放も行っているので、本市としても周知に努めたい。

中川会長 消費者は納税者であり、市場との接点というのは大事なことである。一般市 民に対する市場の対応も、今回の規制緩和により自由度が増すと考えられる ので、そのような取組もぜひ検討してほしい。

重冨委員 市がまとめた、パブリックコメントの実施結果と業務条例改正のポイントについては、整合性がとれたものと私は理解した。パブリックコメントでの意見は、批判的に捉えるのではなく、市場改革のポイントを行政と市民で共有ができていると前向きに捉えるべきである。取組を進めるにあたって、まずは、井上委員のご意見のとおり、市民に分かりやすく情報を出していくこと。もう1つは、思うように取組が進まない場合、市がその対応策を市民目線で明確に示せるようにすること。そうすることで、市場の競争力や優位性を高めながら、市場経営プランに沿った取組を進めていくことができると思う。

石井委員 県内各市場から地場産の取扱いについては話が出ている。特に、川崎市では 小規模の農家が多くて、市場出荷はなかなか難しいと理解している。しかし、 今後は若い農家を中心に、規模を拡大する農家も出てくる。規模が大きくなれ ば、ある程度品目を絞ってまとまった量をつくることになり、市場機能が必要 となってくる。また、商物分離という部分では、伝票は市場を通って、商品は 直接スーパーに納品されるといったことが、大規模な農家では今でも行われ ているが、今後そのようなことも市場で取り込めたらよいと思う。県としても、 市場流通については、今後色々と検討していかなくてはならないと考えている。

中川会長 産地振興という意味では、市場とのチャネルをどう構築するのか、県から支援をいただきながら、考えていくとよい。

石井委員 水産でも、産地の漁協から、消費地の市場との繋がりを希望として聞いている。県内の農業振興、水産振興、ともに協力をいただきながら県として取り組んでいきたい。

中川会長 パブリックコメントの実施結果については、様々な評価をいただいた。その中での、1つ大きなポイントは、今後の市場の機能更新が、市場経営プランとの整合性を保ちながら進められ、改正法、改正条例に基づき新しい市場を構築する、という点にあったと思う。

そのような意味での川崎市中央卸売市場業務条例の改正案でもあるが、この内容にてご了承いただき、今後の手続きを進めていくということで、よいか。

→異議なし

中川会長 川崎市中央卸売市場業務条例の改正案については、ご了承いただいたもの として取り扱いたい。 他に質問・意見がなければ、これをもって、本日の議事を終了する。

青井書記 長時間にわたる議論に感謝する。以上をもって「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」を閉会する。

以上